

専門委員会規程

【目的】

第1条 社団法人日本ボディビル連盟(以下「本連盟」という)の定款第37条に基づき、各専門委員会は所掌とされる事項を審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。関連する事業については、理事会の議決に基づき、業務を執行することができる。

(5) ~~ドーピングコントロール委員会~~アンチドーピング委員会

【所掌事項】

第2条 各専門委員会は、つぎのとおり所掌事項を分掌する。

(5) ~~ドーピングコントロール委員会~~アンチドーピング委員会

選手権大会に於ける薬物検査の実施及び統括・指導並びに薬物とボディビルについての研究。

本連盟執行部会が必要と認めた場合、本連盟登録選手及公認指導員並びに加盟クラブの経営者・コーチを対象にドーピングテストの実施

選手登録規程

【選手の拘束】

~~第7条 本連盟登録選手は、本連盟が認めない選手権大会、その他の催し物に参加することはできない。尚、違反した選手及び選手が所属するクラブには、各々に資格停止等の処分を科する。~~

第7条 本連盟登録選手は、本連盟が認めない選手権大会、その他の催し物に参加することはできない。
尚、本連盟登録選手は、本連盟に肖像権を委託し、無許可のマスメディアやコマーシャルに参加することは認めない。

2. 前項に違反した選手及び選手が所属するクラブには、各々に資格停止等の処分を科する。

選手権大会実施規程

【費用負担】

第31条 本連盟主催選手権大会の主管者負担は、原則として下記のとおりとする。

(1) 審査員及びアンチドーピング委員の交通費及び宿泊費は主管者負担とする。

諸謝金規程

【本連盟主催大会派遣】

第4条 本連盟主催大会派遣における謝金は以下の金額とする。

(1) 審査員に於いては一大会につき10,000円とする。

(2) 大会運営委員に於いては、最少人数とし、一大会につき5,000円とする。

(3) 司会者・進行責任者は、別途設定する。

~~(4) ドーピング委員TOに於いては一大会につき10,000円とする。~~

アンチドーピング委員会指名の委員は、一大会につき10,000円とする。

~~(5) ドーピング委員MOに於いては一大会につき20,000円とする。~~

~~(6)~~ 5) 開催される都道府県居住者の場合の交通費は謝金に含み、別途支給しない。